

消費者庁 行政文書管理規則 別表第 2 の 2 の(2)の② に規定する

## 「重要政策」

この重要政策に関する行政文書は、原則として保存期間満了時に廃棄せず国立公文書館へ移管

選定年度	選定事項
2018 年度	消費者契約法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 54 号）の制定
2018 年度	食品表示法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 97 号）の制定
2019 年度	消費者基本計画の策定
2019 年度	食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針の制定
2020 年度	公益通報者保護法の改正
2020 年度 ～22 年度	新型コロナウイルス感染症に係る事態への対応
2021 年度	取引デジタルプラットフォームを利用する 消費者の利益の保護に関する法律の制定